

熊本県公告第 494 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から 30 日以内に申し出ること。

平成 16 年 6 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社有馬木工所
牛深市牛深町 1530-8
代表取締役 有馬 義貞
熊本県知事許可（般－11）第 10858 号
 - (2) 上田トレーディング
牛深市久玉町 687
代表者 上田 忠勝
熊本県知事許可（般－12）第 12879 号
 - (3) 有限会社長峯建設
牛深市牛深町 3185-6
代表取締役 長峯 理一
熊本県知事許可（般－12）第 00686 号
 - (4) 有限会社尾崎建設
本渡市北浜町 2670-38
代表取締役 尾崎 幸光
熊本県知事許可（般－12）第 08025 号
 - (5) 川口建設株式会社
上天草市大矢野町中 11284-1
代表取締役 川口 宗人
熊本県知事許可（般特－14）第 01157 号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課

登載依頼**熊本県内水面漁場管理委員会指示第 163 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 16 年 6 月 4 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

- 1 指示の内容
県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの移動が考えられず、制限する必要がないと判断される水域を除く。）において採捕したコイを、他の水域（当該水系以外の河川・湖沼等）に放流してはならない。
この場合、当該水系の範囲については、知事が別途定め、速やかに公表するものとする。
- 2 指示の期間
平成 16 年 6 月 4 日から平成 17 年 6 月 3 日まで

平成 16 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による熊本県知事の委任に係る平成 16 年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成 16 年 6 月 4 日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 小 野 邦 久

- 1 試験の日時 平成 16 年 10 月 17 日（日） 午後 1 時から午後 3 時まで
ただし、宅地建物取引業法第 16 条第 3 項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第 10 条の 5 第 6 号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後 1 時 10 分から午後 3 時まで
- 2 試験の場所 受験申込み受付の際、指定する。
- 3 試験の内容
 - (1) 内容 おおむね次の事項について行う。
 - ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。